

◎ 役員に関する覚書 (案)

2016.3.2

吉賀中学校PTA

○ PTA役員（副会長・監事）は、投票によって候補者を選出し、評議員会を経て総会で承認する。

○ 選出基準

- 1 会長は、前年度副会長の内、2年生保護者（当該年度は3年生）が担当する。
- 2 副会長の内1名は、以下の条件に該当する保護者を選出する。
 - ア 当該年度の3年生保護者の中から、今後本校に在籍する生徒が最後（小学生を含む）になる女性の方
- 3 副会長の内1名は、当該年度2年生保護者（男女を問わない）から選出する。
ただし、これまでに会長を務めた方が選出された場合、本人の意思を確認する。辞退された場合は次点の方を候補とする。
- 4 監事は、当該年度2・3年生の中から上位2名の方を候補とする。但し、2アと3による選出が重なった場合は、副会長候補者を除き次の方を候補とする。
- 5 投票により選出された副会長及び監事が学年評議員と重なっていた場合は以下の通りとする。
 - ・副会長と重なった場合は副会長を優先する。
 - ・監事と重なった場合は学年評議員を優先する。

【覚書の変更】

- ・「選出基準 3」について、下線部を追加。(R3. 5. 7)

令和6年3月31日 PTA 組織解散 内規休止 令和9年3月31日まで

※R9.3.31 まで不都合がない場合は廃止